

浦安市被災者生活再建支援金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

浦安市長

浦安市規則第15号

浦安市被災者生活再建支援金支給規則の一部を改正する規則

浦安市被災者生活再建支援金支給規則（令和2年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成13年6月28日付け府政防第518号」を「令和3年6月24日付け府政防第670号」に改め、同条第4号中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に改め、同条第5号中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、「基礎支援金に加算して」を削る。

第4条に次の1号を加える。

- (4) 対象自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）

第6条第1項第4号中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、同条第2項本文中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に、「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改める。

別表中

「

基礎支援金	加算支援金
-------	-------

を

」

「

住宅被害支援金	住宅再建支援金
---------	---------

に改め、同表に次の

」

ように加える。

中規模半壊世帯	建設又は購入	100万円
	補修	50万円
	賃借（公営住宅への 入居を除く。）	25万円

別表の備考の1中「基礎支援金及び加算支援金」を「住宅被害支援金及び住宅再建支援金」に改め、同2中「基礎支援金」を「住宅被害支援金」に改め、同3中「加算支援金」を「住宅再建支援金」に改め、同4中「基礎支援金又は加算支援金」を「住宅被害支援金又は住宅再建支援金」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式 (第 6 条第 1 項)

浦安市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

浦安市被災者生活再建支援金の支給を受けたいので、浦安市被災者生活再建支援金支給規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者氏名 _____

申請回数(支給番号)	
初回	2 回目 [] 以降

1 被災時の世帯の状況

世帯の人数	1 人 (単数世帯) ・ 2 人以上 (複数世帯)	
ふりがな		生年月日
世帯主の氏名		年 月 日
被災した住宅の住所 (被災住所)		

2 被災世帯の現住所及び連絡先

前回申請と同じ (前回申請と同じ場合は に を記入し下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	()

3 申請額

- (1) 申請する住宅被害支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。（初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。）

なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全 壊	100万円	75万円	/		
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円	/		
大 規 模 半 壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B)： 万円

- (2) 申請する住宅再建支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D)： 万円	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯		
建 設 ・ 購 入	200万円	150万円	/			
補 修	100万円	75万円	/			
賃 貸 住 宅 ※公営住宅への入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円	申請額(C-D)： 万円
	補修	50万円	37.5万円	/		
	賃貸住宅 ※公営住宅への入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

-----市記入欄-----

市本人確認欄

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	契約書 の写し	その他

別記第3号様式中「浦安市長
長」に改め、「㊟」を削る。

様」を「(宛先)浦安市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。